

# 高額医療・高額介護合算制度が始まりました

## 合算した負担額の上限を設定

これまでも医療には高額療養費、介護には高額介護サービス費という制度で、それぞれの自己負担限度額が定められていました。

しかし、医療と介護の両方で多額の支出を伴う世帯が増えていたため、同じ世帯で1年間にかかった医療と介護を合算した負担額の上限が設けられました。

## 次の要件を満たす方に支給されます

① 同じ医療保険に属する世帯単位

② 介護保険と医療保険の両方に自己負担がある

③ 平成20年8月～平成21年7月末に支払われた医療保険・介護保険の自己負担額が基準額(※表を参照)を超えている

なお、食費や居住費、差額ベット代などは支給の対象となりません。

## 申請は市役所窓口で

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方で、支給の要件を満たしている方には、12月ころにご案内します。ただし、次の方には、申請の対象となることがありません。申請の条件と対象がありますので、該当する方は、申請の条件と対象を

区分	75歳以上の方	70～74歳の方	70歳未満の方
上位所得者 (基礎控除後の総所得金額600万円以上の世帯)	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
現役並み所得者 (住民税課税所得145万円以上の方と同一世帯の方)			67万円 (89万円)
一般 (他の区分以外の方)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)	
住民税非課税世帯の方	31万円 (41万円)	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
住民税非課税世帯でさらに所得が一定基準以下の方	19万円 (25万円)	19万円 (25万円)	

\*基準額を超えた金額が500円以下の場合には支給されません。  
\*( )内は、平成20年4月～平成21年7月末までの基準額。制度初年度のため平成20年8月～平成21年7月末の基準額と比較して支給額の大きい方を支給

例：夫婦2人世帯(ともに72歳、住民税非課税)で医療保険、介護保険でそれぞれ25万円支払い、年間負担額が50万円の場合…  
↓  
基準額の31万円を超えた19万円が支給されます。

問合先

保険医療課 35-3137  
 高年介護課 35-3178

と思われる方は、保険医療課までご相談ください。  
①平成20年4月から平成21年7月末の間に転出・入された方  
②平成20年4月から平成21年7月末の間に、他の医療保険から国民健康保険、または後期高齢者医療制度に移られた方  
その他の健康保険などの加入者で、支給の対象に該当すると思われる方は、高年介護課へご相談ください。

## 七夕のまちに響いた鉦の音

高山市の友好都市である神奈川県・平塚市と山形県・上山市を訪れる市民ツアーが7月2日から3日間開催され、24人の市民が日本三大七夕まつりに数えられる第59回湘南ひらつか七夕まつりなどを訪問しました。

また、4日、5日には、飛騨一宮水無神社闘鶏楽(三木亨当番頭)のみなさんが平塚市の七夕会場で伝統芸能を披露。道行や陣を組んで舞うなど、鉦を打ち鳴らしての公演は、七夕まつりに訪れた多くの観客を魅了しました。



開催期間中230万人が訪れたひらつか七夕まつり



平塚市の中心街での闘鶏楽の披露

問合先

都市提携委員会事務局 (市民活動推進課内) 35-3412